

報告第2号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第2号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 事故発生日時 令和元年7月29日 午前7時20分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、救急出動し現場から病院へ搬送する際に死角となっていた相手方所有のブロック塀に左フロントバンパーが接触し、当該ブロック塀の一部及び車両左側フロントバンパーが破損した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市及び相手方は、本事故に伴う請求権を放棄する。

令和元年9月3日

富津市長 高橋 恭市